

(お知らせ)

管理区域・非管理区域間の貫通部等の点検調査について

平成25年5月23日
東京電力株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

平成24年9月12日に、大湊側（5～7号機側）のランドリー建屋の空調ダクト点検のため、点検作業の事前確認を行っていたところ、管理区域と非管理区域の境界壁を貫通するダクト貫通部において、管理区域側から非管理区域側への空気の流れを確認いたしました。

当該箇所については、放射性物質の測定を行い問題がないことを確認するとともに、応急処置（アルミテープによる閉止処置）を実施いたしました。

（平成24年9月18日にホームページに不適合としてお知らせ済み）

その後、当該箇所については、恒久対策としてダクト貫通部にアルミ板及びシール材による閉止処置を実施しました。

本件を踏まえて、これまでに全号機を対象に管理区域側と非管理区域側との間の貫通部や扉について、調査方法の検討及び点検対象箇所の選定を行ってまいりました。

今後、点検対象とした貫通部や扉について、管理区域側から非管理区域側へ空気の流れの有無に関して、確認を行ってまいります。

空気の流れが確認された場合には、シール材などによる適切な閉止処置を講じてまいります。

なお、点検対象とした貫通部や扉については、管理区域側にて放射性物質の測定を行い、既に問題がないことを確認しておりますが、過去に管理区域側を汚染エリアに設定した実績のある箇所の貫通部や扉に空気の流れが確認された場合には、念のため、非管理区域側の放射性物質の測定を行ってまいります。

以上